そうじゃ 絆通信!

平成30年 9月13日 $N_{0.23}$ 復 興 対 策 本 部 0866-92-8570

「そうじゃ 絆通信」は前号から更新のあった内容のみ配信いたします。 バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

被災家屋等の解体・撤去支援について

目的

市内の被災家屋等について、その所有者の申請により災害廃棄物として 除去することで、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被 災者の生活再建支援を図ります。

平成30年9月13日(木)午前9時から公費解体・自費解体(償還申 請)の受付を始めます。

受付期間

平成30年9月13日(木)~平成31年3月31日(日)

対象となる解体・撤去

対象となる解体・撤去は以下のとおりです。

なお、被災家屋等の一部解体やリフォームは対象外です。

【公費解体】 り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を、所有者の申請に基づ き、直接市が行うものです。

> 解体の時期や施工業者の指定などはできませんので、あらかじめご了承 ください。

申請書類

《必ず必要なもの》

- ・申請書・・申請書提出者の身分証明書・り災証明書(※原本)
- ・登記事項(建物)全部事項証明書(※原本) ・建物配置図
- ・被災状況がわかる写真 ※原本は写しを取って返却します。

《申請状況により必要なもの》

- ・委任状 ・共有名義人の同意書
- ・法定相続人の同意書 ・法定代理人の同意書
- ・ 遺産分割協議書及び相続関係証明書類又は公正証書遺言状
- ・抵当権等の権利者の同意書 ・隣接地所有者の同意書

【**自費解体】** り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体·撤去費用を個人で負担した場 合に、その費用を償還するもので、平成31年1月11日までに解体業 者と契約したものが対象です。ただし、市が定めた基準に基づき金額を 算定するため、かかった費用の全額を償還できない場合があります。

申請書類

《必ず必要なもの》

- ・申請書 ・申請書提出者の身分証明書
- ・り災証明書(※原本)・建物解体証明書(※原本)
- ·登記事項(建物)全部事項証明書(※原本) ·建物配置図
- ·契約書(写) ·領収書(※原本) ·工事内訳書(写)
- ・現況写真(解体前・中・後) ・マニフェスト伝票(写)
- ・振込口座が分かるもの ・誓約書

※原本は写しを取って返却します。

《申請状況により必要なもの》

・委任状 ・建物所有者等の同意書 ・法定代理人の同意書

申請に当たって

●公費解体と自費解体では所定様式が異なりますので,ご注意ください。 ※申請に必要な所定様式は総社市ホームページまたは受付窓口で取得 できます。

※申請に必要な各証明書は、り災証明書により交付手数料が減免され る場合があります。各交付窓口へご連絡ください。

お問い合わせ窓口

総社市復興対策本部(家屋解体チーム) (9:00~17:00)

- ・総社市役所1階ロビー 0866-92-8587
- ・復興対策本部 下原出張所 080-2300-3770
- ・復興対策本部 昭和出張所 080-3585-0753